

## 令和8年熊本地震災害支援金 申込要項

1. 募集金額 1口1万円とし、希望口数とします。

2. 募集期間 2026年9月10日（木）～10月9日（金）

### 3. 申込方法

- （1）支援金をご応諾いただく場合は、10月9日（金）までにお申込みください。
- （2）ご応諾いただいた支援金につきましては、10月16日（金）までに下記指定口座（支援金専用口座）へお振込みをお願いいたします。

＜振込先口座＞ 南都銀行 本店営業部 普通預金 No.2647178

奈良商工会議所（ナラショウコウカイギシヨ）

※誠に勝手ながら、振込時の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。振込金額から振込手数料等が差し引かれて入金された場合は、着金額を支援金額とさせていただきますこと、ご了承ください。

### 4. その他

- （1）本支援金は、当所で取りまとめ、日本商工会議所を通じて、被災した商工会議所ならびに商工会議所連合会に寄贈いたします。
- （2）本支援金は、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要な費用として活用させていただく予定です。
- （3）寄附金税制上、本支援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。

①個人が支援金を支出する場合の所得税の取扱い →所得控除はありません。

②法人が支援金を支出する場合の法人税の取扱い

→一般寄附金は、損金算入限度額までが損金に算入されます。

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能のほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体（県・市町村）への募金をご検討いただけますと幸いです。

- （4）領収書は、支援金をお振込みいただきます際の控えをもって、代えさせていただきます。